

資料提供（説明付き） 令和 7 年 1 1 月 1 7 日（月）	
場所 津市政記者室	
事 務 担 当 課	
所 属	職・氏 名
【予算以外に関すること】 総務部 総務課 (電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 7 5)	総務課長 村田 雅章
【予算に関すること】 政策財務部 財政課 (電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 1 2 4)	財政課長 若林 麻衣子

令和 7 年第 4 回津市議会定例会提出予定議案について

別紙のとおり

令和 7 年第 4 回 津市議会定例会提出予定議案 《 議 案 一 覧 》

【報 告】

○報告第 2 9 号 専決処分の報告について

《建設部》

- ・訴訟の提起について（令和 7 年 1 1 月 1 3 日専決処分）

市営住宅に係る明渡し等請求の訴え

請求の要旨 賃借人に対し市営住宅の明渡し並びに車両の撤去及び土地の明渡し並びに滞納家賃 2 9, 5 0 0 円などの支払を求める。

○報告第 3 0 号 専決処分の報告について

《建設部》

- ・損害賠償の額の決定について（令和 7 年 1 0 月 1 4 日専決処分）

電気料金の支払遅延によるもの

損害賠償の額 1 円

○報告第 3 1 号 専決処分の報告について

《建設部》

- ・損害賠償の額の決定について（令和 7 年 1 0 月 2 3 日専決処分）

道路管理の瑕疵によるもの

損害賠償の額 6, 0 3 4 円

【議 案】

○議案第 1 1 2 号 津市行政手続条例の一部の改正について

（デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行）

《総務部》

行政手続法が改正され、聴聞の実施に伴う通知の方式が見直されたことから所要の改正を行う。

- ・公示の方法による聴聞の通知に係る規定の改正
- ・その他所要の改正

○議案第 1 1 3 号 津市市税条例の一部の改正について

(地方税法等の一部を改正する法律附則第 1 条第 1 2 号に掲げる規定の施行の日から施行) 《政策財務部》

地方税法が改正され、公示送達における公示事項の通知方法が見直されたことから所要の改正を行う。

- ・ 公示送達に係る規定の改正
- ・ その他所要の改正

○議案第 1 1 4 号 津市ケーブルテレビ放送番組審議会条例の廃止について (令和 8 年 4 月 1 日から施行) 《政策財務部》

津市ケーブルテレビ放送番組の放送に用いる電気通信設備(送出機器)について、経年劣化に伴い当該設備を更新するため費用比較等を含め検討を行った結果、令和 8 年 4 月 1 日からは民間放送事業者から賃借し、本市は電気通信設備を保有しなくなるため、一般放送事業者の登録の抹消手続を行い、当該登録の抹消後は放送法に基づく放送番組審議機関の設置義務が無くなることから、同年 3 月 3 1 日をもって津市ケーブルテレビ放送番組審議会を廃止するため、津市ケーブルテレビ放送番組審議会条例を廃止する。

○議案第 1 1 5 号 津市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例の一部の改正について (令和 8 年 4 月 1 日から施行) 《都市計画部》

コミュニティバスについて、各地域の特性や利用実態等を踏まえ、運行方法、路線の見直しなどの再編を行うため所要の改正を行う。

- ・ 区域運行による運行方法の追加
- ・ 使用料等の改定
- ・ その他所要の改正

○議案第 1 1 6 号 津市榊原温泉湯の瀬の設置及び管理に関する条例の一部の改正について (令和 8 年 4 月 1 日から施行) 《久居総合支所》

津市榊原温泉湯の瀬のキャンプ施設について、三重県内の類似施設の料金水準を踏まえ、持続可能な施設運営の実現を図るため所要の改正を行う。

- ・ オートキャンプ場及びキャンプ場兼広場の利用料金の上限額の改定
- ・ 改正前の条例による使用の手続を規定
- ・ 施行日以後の使用に係る手続を規定(公布の日から施行)

○議案第 117 号 津市青山高原保健休養地の設置及び管理に関する条例の一部の改正について（令和 8 年 4 月 1 日から施行）《白山総合支所》

津市青山高原保健休養地について、施設の利用状況等を踏まえ、パターゴルフ場を廃止し、当該敷地をフリーサイト及び貸切ドッグランとして新たに整備するため、また、三重県内の類似施設の料金水準を踏まえ、持続可能な施設運営の実現を図るため所要の改正を行う。

- ・ パターゴルフ場の廃止及び新たに整備する 2 つの施設の利用料金の上限額の設定
- ・ 施設の利用料金の上限額の改定等
- ・ 改正前の条例による使用の手続を規定
- ・ 施行日以後の使用に係る手続を規定（公布の日から施行）
- ・ その他所要の改正

○議案第 118 号 津市ヒストリーパーク塚原の設置及び管理に関する条例の一部の改正について（令和 8 年 4 月 1 日から施行）《美杉総合支所》

津市ヒストリーパーク塚原について、三重県内の類似施設の料金水準を踏まえ、持続可能な施設運営の実現を図るため所要の改正を行う。

- ・ 施設の利用料金の上限額の改定
- ・ 改正前の条例による使用の手続を規定
- ・ 施行日以後の使用に係る手続を規定（公布の日から施行）
- ・ その他所要の改正

○議案第 119 号 津市錫杖湖畔キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部の改正について（令和 8 年 4 月 1 日から施行）《芸濃総合支所》

津市錫杖湖畔キャンプ場について、三重県内の類似施設の料金水準及び施設の現状を踏まえ、持続可能な施設運営の実現を図るため所要の改正を行う。

- ・ コテージの廃止
- ・ 施設の使用料の改定等
- ・ 設備器具の使用料の改定等
- ・ 施行日以後の使用に係る手続を規定（令和 8 年 1 月 1 日から施行）
- ・ その他所要の改正

○議案第 120 号 津市わかすぎの里の設置及び管理に関する条例の一部の改正について（令和 8 年 4 月 1 日から施行）《白山総合支所》

津市わかすぎの里について、三重県内の類似施設の料金水準及び施設の利用状況を踏まえ、持続可能な施設運営の実現を図るため所要の改正を行う。

- ・ 釣堀及びつかみ取り池の廃止
- ・ 施設の利用料金の上限額の改定等
- ・ 設備器具の利用料金の上限額の改定等
- ・ 施行日以後の使用に係る手続を規定（令和 8 年 1 月 1 日から施行）

○議案第 121 号 津市まん中広場の設置及び管理に関する条例の廃止について（令和 9 年 4 月 1 日から施行）《商工観光部》

住民に憩いと集いの場を提供し、住民相互の交流を図るとともに、本市の中心市街地の活性化に寄与するため平成 17 年 2 月に設置した津市まん中広場について、当該広場の土地所有者から、令和 8 年度末をもって賃貸借契約を停止し令和 9 年度以降は契約の更新を行わない方向で検討している旨の通知があったこと、あわせて、当該広場の土地を活用し、隣接するビルの空き床に新たなテナントを誘致する計画が示されたことなどから、令和 9 年 3 月 31 日をもって当該広場を廃止するため、津市まん中広場の設置及び管理に関する条例を廃止する。

○議案第 122 号 津市レークサイド君ヶ野の設置及び管理に関する条例の廃止について（令和 8 年 4 月 1 日から施行）《美杉総合支所》

君ヶ野ダム周辺の豊かで恵まれた自然景観等の有効活用を図り、地域と都市との交流及び定住の促進、地域の活性化並びに住民の福祉の向上に寄与することを目的として昭和 49 年に設置した津市レークサイド君ヶ野について、施設の老朽化及び利用状況、サウンディング型市場調査の結果などを踏まえ、令和 8 年 3 月 31 日をもって同施設を廃止するため、津市レークサイド君ヶ野の設置及び管理に関する条例を廃止する。

○議案第 123 号 津市立学校設置条例の一部の改正について（令和 8 年 4 月 1 日から施行）《教育委員会》

園児数の減少に伴い、現在休園中の津市立栗葉幼稚園を令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止する。

○議案第 124 号 津市火災予防条例の一部の改正について

(令和 8 年 1 月 1 日から施行) 《消防本部》

令和 7 年 2 月に岩手県大船渡市で発生した林野火災を踏まえ、林野火災注意報の的確な発令等により林野火災予防の実効性を高めるため所要の改正を行う。

- ・ 林野火災に関する注意報に係る規定の追加
- ・ 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に係る規定の改正
- ・ その他所要の改正

○議案第 125 号 工事請負契約について

《教育委員会》

- ・ 令和 7 年度営生学継第 27 号 津市南郊公民館建築工事

契約の相手方 株式会社アイケーディ

契 約 金 額 180,378,000 円

(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 16,398,000 円)

契 約 方 法 条件付一般競争入札 (総合評価落札方式)

工 事 概 要 津市南郊公民館 (鉄骨造平家建て、延床面積 551 m²) 等の新築工事及び外構工事

○議案第 126 号 工事請負契約の一部の変更について

《建設部》

- ・ 令和 6 年度建整道維補継第 1 号 白山芸濃線法面对策工事

契約金額 変更前 164,329,000 円

変更後 177,245,200 円

○議案第 127 号 損害賠償の額の決定について

《美杉総合支所》

市有地管理の瑕疵によるもの

損害賠償の額 1,320,000 円

○議案第 128 号 損害賠償の額の決定について

《教育委員会》

交通事故によるもの

損害賠償の額 1,125,364 円

○議案第 129 号 津市まん中老人福祉センターの指定管理者の指定について《健康福祉部》

- ・施設の名称及び所在地

津市まん中老人福祉センター 津市大門 7 番 15 号

- ・指定管理者 社会福祉法人津市社会福祉協議会
- ・指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

○議案第 130 号 津なぎさまち内旅客船ターミナルの指定管理者の指定について《都市計画部》

- ・施設の名称及び所在地

津なぎさまち内旅客船ターミナル 津市なぎさまち 1 番 1

- ・指定管理者 株式会社キャリアカーサービス
- ・指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

○議案第 131 号 道の駅津かわげの指定管理者の指定について《河芸総合支所》

- ・施設の名称及び所在地

道の駅津かわげ 津市河芸町三行 255 番地 4

- ・指定管理者 新三商事株式会社
- ・指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日まで

○議案第 132 号 市道路線の認定について《建設部》

- ・新町第 12 号線ほか 6 路線
開発行為による帰属路線

○議案第 133 号 令和 7 年度津市一般会計補正予算（第 7 号）《政策財務部》

- ・補正額 50,215 千円
- ・補正後の予算額 133,992,285 千円

○議案第 1 3 4 号 令和 7 年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算

(第 2 号) 《健康福祉部》

(事業勘定)

・補正額	33,809 千円
・補正後の予算額	26,233,890 千円

○議案第 1 3 5 号 令和 7 年度津市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2

号) 《健康福祉部》

・補正額	158,473 千円
・補正後の予算額	31,460,570 千円

○議案第 1 3 6 号 令和 7 年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

(第 1 号) 《健康福祉部》

・補正額	49,096 千円
・補正後の予算額	8,453,403 千円

○議案第 1 3 7 号 令和 7 年度津市水道事業会計補正予算 (第 1 号)

《上下水道管理局》

・収益的収入及び支出

収入

補正額 $\Delta 703$ 千円

補正後の予算額 8,788,968 千円

支出

補正額 $\Delta 703$ 千円

補正後の予算額 8,284,454 千円

○議案第 138 号 令和 7 年度津市モーターボート競走事業会計補正予算

(第 1 号) 《ボートレース事業部》

・業務の予定量

年間舟券発売金

補 正 予 定 量 9, 220, 052 千円

補正後の予定量 69, 607, 922 千円

1 日平均舟券発売金

補 正 予 定 量 48, 021 千円

補正後の予定量 362, 541 千円

・収益的収入及び支出

収 入

補 正 額 9, 437, 298 千円

補正後の予算額 71, 532, 486 千円

支 出

補 正 額 7, 910, 422 千円

補正後の予算額 69, 986, 423 千円